

岩手県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程（昭和51年岩手県選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(閲覧の場所及び時間)</p> <p>第1条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づく同項の報告書、書面又は政治資金監査報告書（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧及び法第19条の16第15項の規定による同条第1項に規定する少額領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）の閲覧は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の事務局において執務時間中にしなければならない。</p>	<p>(閲覧の場所及び時間)</p> <p>第1条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定に基づく同項の報告書、書面、<u>政治資金監査報告書</u>又は<u>確認書</u>（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧及び法第19条の16第15項の規定による同条第1項に規定する少額領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）の閲覧は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の事務局において執務時間中にしなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。